成形圖說

農事部

七

145
30
1

東京圖書館

和書門	農書類	一四五	一五函	一一〇架	一九號	三〇冊

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1

ガラス使用

成形圖說卷之七

目錄

撿踏（ケミ）
沿納（ウキクチ）
食邑（カテトコロ）
附井地（セイテン）

TOKIO LIBRARY
東京書籍館
明治五年
文部省創立
PRESIDED BY MOMBUSHO
明治八年文部省交付

成形圖說卷之七

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

成形圖說卷之七

農事部 檢踏類

毛視　日次紀事郡吏檢校立毛之豐凶謂之毛見立毛者稻之未穫者也立毛之登稔謂之世中宜和訓采凡古言ニ米穀と毛といふ粒毛なぞいふ是なり田毛莫不實といふことも武藏風土記薭田神社の條下にきこえたり又諸國風土記ニ田穀と記して幾毛或畔毛などとなり今の一稔と一毛とも再收と二毛ともいふ称ふがごとし作毛東鑑ニ見ゆ按ニ閲の字計美須と訓ず天武紀ニ出でたり蓋毛見より轉ぜり欽明紀ニ檢閲田部丁籍となり漢書注閲猶言多所更歷也春秋ニ大閲ニテ具數一々數之也

穗見　即毛見と同し

内檢　東鑑

檢見　毛見より轉せし語なり三才圖會ニ曰此湯桷讀なり

見懸　懸ハ賦とおれし毛上見掛なぞをいへり

檢踏　清律檢踏災傷田糧凡部内有水旱霜雹及蝗蝻為害一應災傷田糧有司官吏應准告而不即受理申報檢

踏及本管上司不與委官覆踏者杖八十云々　檢視文献通考五代以来常檢視見墾田以定歳租　視田同上　檢田輟耕録踏災行云我是今年檢田吏　科糧明疏鈔

蕃名

顯宗紀曰巡行郡縣收斂田租蓋いふしへハ皆毛見取や毛見取ハ取筒に法ありて其年の出来方により其筒の増減を附に出来よきとて其年より増ゝぬあり又不作やとて引もぬあり村方の盛衰時宜に拘る事なきに容易事にあらず然ども是公にや上て私に究る事なくして大切に心得致し○凡毛見の法習熟する者ハ秋毫の末を瞭察に足まり其中に撒見の法あり先當年田の上中

下三等を分て上田一歩ならどの縄張をなし其一圍の稲を刈て籾に倣て席に擁上田一歩の籾某升米に作て某升と見積おとなり中田下田も亦如此もれハ各一歩の実積より幾町歳頃皆准へ知おと勾撮を差ふおとなし又今年の毛見に二三年前より比視て何しきハ二分降よきハ二分墜などゝし小撫見大撫見各祝る所を出合其上にて當年の收納を充む是は平均と称ふ○凡毛見をなしに新暮にて遠へ里新ハ稲の穂なく惡よくしゆる者也周暑に出て毛見するにはまん切はしべきを○稲の上中下は毛見に出時は地乃高き處に登て廣く

吹流祇為仁智賞何論朝市遊

山齋言志

兵部卿大神朝臣安麿

欲知閑居趣来尋山水幽浮沉

烟雲外攀巖野花秋稲葉負霜落蟬聲逐

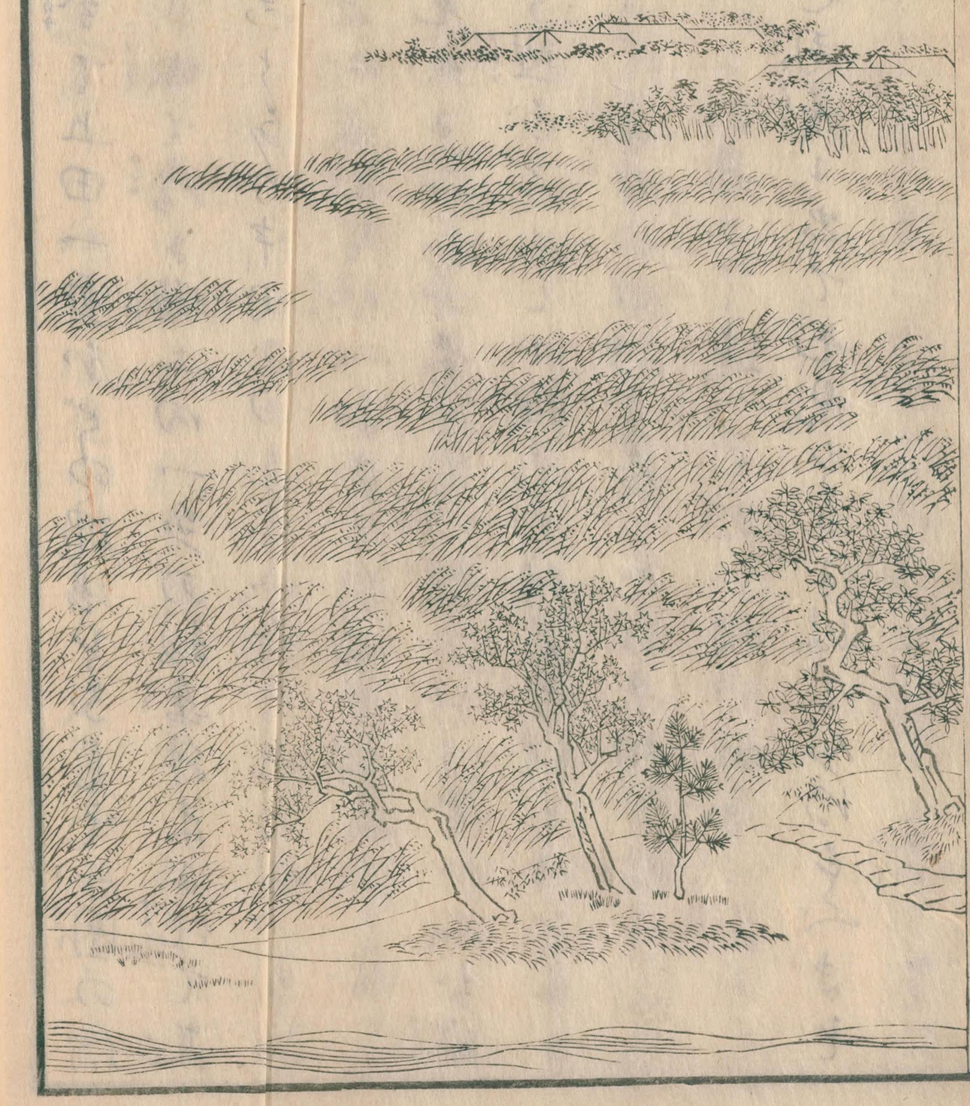

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1

ガラス使用

田面（タノモ）を見渡すに熟稲の色黄なるは上々の出来なり黒色に
みゆるはよく登（デキ）ても米は痩実少し能熟（ミノリ）しは穂の上
いりかをそ揃て平かなり上等の稲は土際（キハ）より六七寸な
地みをも茶筅のやうに次第に末ひろがりに顆（カ）の上に
長短なく登（デキ）ぬるものなり穂の上も短あらて揃（ソロハ）ざるは米
粒少し田に水あきたと見ば稲をよろし遅なれど補ひぬ
やうなうち伏しぬは熟（デキ）過（スギ）るなり凡穂枕ふとく浪な
どのうち寄（ヨリ）あるがごとく張（ハリ）に子なびき所々に偏（ヘ）なし
ぬるは米粒多く上等の稲なり熟（ウメ）ぬ稲は穂くび傾（カタツキ）て至
さぬうすくし　古言に八握穂（ヤツカホ）十つかね稲穂のなびき浪（ナミ）秀（ホ）のみだれなどいへる類あり　◯毛見

大積といふは秕（シヒナ）を摘すてゝなほ其穀百粒の中に粗（アラ）
秕（シヒナ）二十粒をふくみしをさし出しゆるときは百粒のうち二十
粒を引きて八十粒を則（ノリ）として又一隅歩に穀三石を取
らんとおもへば是三石の則（ノリ）の八十粒をかけて二
石四斗なりと定め給ふ◯田租を定むるにさまゞの事を
見分して上中下（ヨキナカフル）の三段々に上納米を陞降（アゲサゲ）て而（サテ）
定代物成をも定めとあり是は古く代物成の定
代にして其年は物成にて数取を定代物成のまゝに
くるゝまでは不作にあるものとはあれども豊（オロカ）なる年は
其年の豊凶をもとて定めしたがひて前げあるべくこしらふべし

てつらひおるゆゑさて年貢米等定代の内
より納ぐらくもりめれバ頃(ニハカ)より困窮に及ぐら一夜困窮せ
れバ又一ゟ年貢(ヨキトレ)を稔あれどもまのごとくよりカづく(チカラ)もて
まづ(ツカレ)逃のけ等のまもりうてもまもの他そ
次第よ見掛上納ふ納きすれバ年みけ難くまく(ツク)人
逃亡もるやうもれどもし年みけ亦軽く納めきやある
ぐふ甚しき困窮に及ぶうてもし類聚国史 仁明天
国言(ゲン)依承和九年六月九日、格(ニ)勘造青苗簿帳(ヲ)毎年進上(ス)有
損之年有(レ)用(ニ)勘會(ヲ)無(レ)損之歳未(メ)見(ニ)其用(ヲ)そあり此青苗帳の
勘會いうもる等(ガ)ゟてなもし 皇承和十一年相摸
詔(ニ)天下、田一畝(ト)、税銭五十以(ニ)國用(ニ)充(ツ)、唐代宗
号(ス)青苗銭(ト)又宋王安石ら青苗(ノ)
春穀を(ニ)貸(ス)秋息(ヲ)を掛て(テ)取(ル)ゟ(モ)ハ
ぬ(ヤ)ゟ延喜主計式曰凡諸

國申損田年損ノ三分(ニ)論(ス)之七分已上戸二分已下以為(ニ)定例(ト)若過(ス)此限(ヲ)者、勘申返帳(ヲ)、然(シテ)和(ス)
率(ヲ)ゟてハ(ヲ)三得七之年と(ス)ゟとくくり令(ム)撿(ル)
曰凡田有水旱蟲霜不熟之處國司撿實具録申官(ニ)十分損(ス)
五分以上免租(モトヅキ)調損七分以上免租調損八分以上課役俱免
若桑麻損盡者各免調其已役(ニ)輸者聽折來年(ノ)北山鈔異
田十分(ニ)得七分為定仍三分損是(レ)例損也過(ス)之(ニ)申官(ニ)聽裁十
月晦日前進(セ)坪付帳(ヲ)十一月一日申(ス)大辨五日申(ス)一上七日
奏(ス)之五六分只免(シ)租七分免(シ)凡水旱の畝町を列ね御圖帳
租調ハ八分以上課役俱免(シ)
まて見分くて引段歩あるそ
田畑宛町まてて年乃上ゟ并小由の春一坪まいるゟ

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

ごとくに積るなり如是畝町をわけて見積りにて六分
にあたりとも又ハ其年乃時の等級歳乃免附あれども剖附
て勘定捨ておくことありとも凡積るべし民部式曰凡遭
水旱災蝗不熟田一處五十戸以上者馳驛申上とあり今
も定代物乃所ハ不稔乃歳なり穀粒作も皆見分して
其租税定むるを上見と云なり又其田主始是を訴む
とするに人馬奔走其乃失墜ハ國にて料緑あるより日数
也しみ其五保いふ合せ五保名主といふ合せ名主より
荘頭といひまし郷吏といひ出し郷吏内務をなして官
廰といひまし官廰にてこれを上に達し下命あるまく後郡吏

其地に臨て其田をも見次第より不稔乃稲ゆくさくあ
るに若干乃日数経るにしたがひ其稲穂ハ風雨に落腐して荏
に朽敗しなどして定め難く成事に及んでは漸く其稲
稈をも残るに至るものあり且又郡吏来りて見分やぶれ
ば直様こまかに為に達ぬ揉を徒乃携なる費すのことなく
次第に冗費みな遮費となりて終身の累に及ぶと云あり
有司のこゝろを用ふべきなり〇長岡越前守孝ハ兵部太
輔とかやし丹後國定の城主にて文武共に名高き
人の知る人なり一とせ丹後郡所乃田畠不熟なり
しかどに百姓等毛見を訴ふれども幽谷の害に見えんとせで係

ともいはれざりしくば百姓等蔵書をぞ立てりける秋
の田をかくでそのまくたぐおきのはらもとらぬを
いうさい是は幽斎の息を越中守忠興といひけれは父
子の名をよそふめてり茅も五年七月廿日田邊城を小
野木隆殿助等押寄さんぐに攻戦ひけれは城を落ぬるり
けるが幽斎兼て傳授せられし古今集を箱に封し焉丸
殿して　皇朝へ献らまはるを幽斎は爲の道に又な
ふ傳授の志をとてお母事なくおしませひ三條大納言
を勅使として家中の志共へ和睦仰付れ同九月廿二日
五に軍を解くりしくば古今集の封箱を再び幽斎に返

賜ふ其時烏丸光廣口明て見ぬかひも尋ぬ事なり
こゝび延須浦島の浪幽斎返し寄浦島やことばをそへ
ておくしげ明てぐに見ぬかひぞ有ける浦島は丹後の
名所ありかゝるなどの幽斎なれば百姓の蔵書まぞと
寄よそて其意は汎ひけるとぞ○川成換地といへは洪
水等の為に田地の洪くるなり民部式曰位田授給之後
偏号川成不可必改給若非常流損之國明成淵潭之處依
實許相換荒田不在此限といふ今にも此流例なり固本
録曰凡一村の中不作田地雜るとも殘毛立よく登熟た
る時は縦高百六の名取米六十石とあらはしくは其高

の内引を立殘高にて六十石を割毛附免とする事意村
則といふことのありけれど引多き時ハ殘毛立を宜しか
らざることのあるに高免を下置し又谷決字浸不作の田あ
らバ其地ばかり免を下る是を免遠と云○西土にてを
周以来乃税則をなすことの年々稼熟乃上中下を視てこれ
もるといふ事と皆毎年毛見の上にて定る也周禮云司
稼掌巡邦野之稼辨種稑之種周知其民與其所宜地以為
法而縣于邑閭巡野觀稼以年之上下出斂法掌均萬民食
而賙其給而平其興と是此方所謂毛見といふことのなり
其後漸く賦斂乃重くなりしなどに詩魏風の碩鼠ハ國

人其君重斂して民を蠶食し政を修ざるを刺もるや其
後周宣王井田の法を変して秦の高鞅阡陌を開て力役
古に三十倍し田租口賦塩鐵の利古に二十倍やりとゝ
えたり蓋一夫に些ふる其畝乃多少により斂法我定め
法國均ハ世我累に斂数多く為せるに周もり是に制
の勢なり凡年の豐凶穀の善悪を捨て其多少我定めて
によりて所によるを一つにおいてを其斂数ハ同様我用う
ることあるを又一つ乃内其者の穀ハ善悪を捨て斂数定る
を見しなるべし或書に管仲齊の桓公に相せる時歳に
凶穰あり穀に貴賤あり餘るときハ斂我重うし舍我

糴うるを足ざらしむるときハ糴を輕し金を重くすと又李悝魏の
文侯の為に此法を作る大熟四ツの内斂三ツ舍一中熟には
斂二ツ下熟にハ斂一ツ斂甚だ多ければ民を傷る事少ければ
バ農を傷る是民をして傷る事無して農をして益あら
しむとあり上に収(オサム)るを斂といひ下に取るを糴といふ此
意ハ凶年には出生(デキ)米少し是を豊年の出生(デキ)米多かる
算法をもつて民に取米多かれば凶年民は元米微(スクナ)して農
また飢に及ぶことあり是斂多ければ民多く傷るや又農
夫は窮(ツクラ)ざるなりと思ひ凶年も豊年のごとく民に
取米出させば凶年民に元米多くして民不熟を歎くる事

聶夷中

父耕原上田
子劚山下荒
六月禾未秀
官家已修倉
鋤田當日午
汗滴禾下土
誰念盤中餐
粒々皆辛苦
二月賣新絲
五月糶秋穀
醫得眼前瘡
剜却心頭肉
我願君王心
化為光明燭
不照綺羅筵
只照逃亡屋

されバ農を勤むるの意は先これ斂を少なれバ農を傷る
なり寛仲孝悝が年の事を按じて定むる所なる然し是西
土を此時にいたりては常年の收を多くなせるなり〇顕
宗紀播磨國司伊與小楯巡行郡縣收斂田租といへるがご
とき國司親ら民の内を巡撿して田租ハ定納せしなり
又万葉集に大伴旅人檢税使となりて下られしことも又
書紀等に班田使あるといふも共に田租をとり納むるの
官人となれり〇賦斂の急になりて一歩なれバ一歩
の租あり疇田單民といへどもなほ租税は免さゞるやう
になりもてゆきしこと必然の勢なり一歩の田なりとも租

税をかけて上に收るの征なれバみづから耕耨の業を
疎みして田疇荒蕪に就をなしよりて一歩の班ち授けて
は其租の責て是が征を征せざれバ急はなり於是百姓
もこれを支へてハ其租を納ざれバ其妻あるひハ恐までい
つゐに其田を耕し其業を転ずることなるぞ万葉貧
窮問答の歌に綿もなき布肩衣の海松のごとわゝけさがれ
るかゝふのみ肩にうちかけ伏廬の曲廬の内に直土に藁解
敷て父母ハ枕のかたに妻子どもハ跡のかたに囲居て憂
吟ひ竈にハ煙吹たてず甑にハ蜘の巣かきて飯炊く
こともわすれて鵺鳥の咽呼をるにいとのきて短きもの

とはいきるといふるがごとく郷(シモト)里(サト)長(オサ)うあり八寝屋(ヤド)まで来(キタ)立(タツ)哉(ヤ)めとなり是(コレ)里長(サトオサ)屋(ヤ)の策杖(ムチツエ)を携(サゲ)来て戸(ヘ)ごとに里田の租(ミツギ)を出せと徴迫(セメツム)り建武弐(ニ)年(ネン)より是今の収納検使(ケミ)来て杜甫(トホ)が詩(シ)今彼徴敛者迫(セメ)如火煎(イル)とも韓文公董生行云有吏日来徴(セメ)租更索銭(ムサボ)ともいふべきなりやはともかくもあれ治民(ヲサムル)如治家(イヘヲ)不立簿書(テウモノ)意自言曰撫字心勞催科政拙(シ)とは郡(コホリ)里(サト)に臨(ノゾ)て百姓(アヲヒトクサ)を治(ヲサ)むる八撫育(イツクシム)の事(コト)とぞ聞(キコ)ゆるされ八帳面(チヤウメン)のごとく守(マモ)るべきにあらず八苟(イヤシ)も民(タミ)を利(リ)おもふ八

のもの慮見(オモヒカル)をもて通理(ツウリ)をかんがみやうの政(マツリゴト)を行(オコナ)ふべきなれと云○謹按(ツヽシミオモフ)に凡田賦(タノミツキ)八上(カミ)より下(シモ)に至(イタ)る所(トコロ)の定制(カタメ)ありて百姓(アヲヒトクサ)の所(トコロ)業(ワザ)八非常(オモヒノホカ)の荒歉(アラキミ)さくなりぬれバ穀代(コクダイ)不足(タラ)なく他(ホカ)の米穀(コメコク)八論(イフ)に及(オヨ)ばず雑穀(アハモノ)までも絶(タエ)なんとする也然(シカ)八ル年(トシ)にて他(ホカ)より繋(ツナ)て買求(カヒモト)めんと欲(ホツ)し或(アル)ハ富家(トミノヤ)内(ウチ)乃疾病(ヤミワツラヒ)不幸(フシアハセ)おいつき困窮(コンキウ)のあまり非常(オモヒノホカ)の災難(サイナン)といふもの八ルとも非常(オモヒノホカ)の変(ヘン)ハ稀(マレ)なるものまて一旦(イツタン)本分(ホンブン)を立復(タチカヘ)り耕作(タガヤシ)出精(シヨウ)して一年(ヒトトセ)も豊熟(ユタカニミノ)あれバいうもの大難(オホキナルワザハヒ)を免(マヌカ)れ借財(シヤクキン)負債(オヒメ)を償(ツグナ)ひ完(マツタ)の通理(ツウリ)もの也八其(ソノ)農業(タツキ)を怠(オコタ)り放蕩(ホウタウ)に日(ヒ)を暮(クラ)し病(ヤマヒ)に臥(フシ)て

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

に物好し情実闘很にこれさまり親兄弟の誡を聴納ぞ
必持我儘にして自滅を招くハ手身此不届なりされ
バ百姓乃奉持にする田地ハ上ハ一人の恩澤の中に洩
ざ流事にて私の物とてハ尺寸の地をなまに有ぐらさ
仮得を裁付るなまぐ幼少より貴汁を垂して勤激を
手に教さぐ下ゝる者万事を堪忍するハ尚悲の理を見
悟し制度を慎ふなり親長を愛敬五保の約を背らぞ家
中睦しく心神て勇進尚日くの功業を渝きり正直質素
の風儀を尤しなみぬまぐ我世に鼓ざれバ子孫に及び
て必天地神明の冥加を蒙里若うしての若ハ手裏の娯

まて手足を動りし骨固ての業ハ壽命もめでたく宝孫
の末が末までさかえなぐらくて老らくの楽を交るぞ
かしりの市井浦漢の商人傭者の酒食淫欲をおしひま
にして飽まで煖なるを蟲と身逆なるやうなれども其
実をおもひめぐらせば故蝶の夢も尺果ぬ手月にもな
れ磯の浪のうたゝに浴なく沈うや世のなれ業輕薄
がちのうゝ子の穀を捷に含つぶしてこのしなんハ生
出し甲斐あるむりは人を衛ひ世を欺きてんにおろ
問みまぐいときこなくあさましきなくひ作多かれ
唯神代のむりしより万世の今にむまで一日として怠

る処から須不変常言の道ハ農業の一にて耕作さへ
大切に勤むれバ作物のいかゝ年中に枯る事なけれバ
百姓らしく有餘を忍積にもちふべし

浮口 即浮田也浮ハ定式にはあらで浮所田のおに百姓の勝
手にして耕穫あり亦是を浮得とも浮免ともいふ又
賦を浮所勢ならいへり六帖に宮かくれ沼なる
居のいてぬ浮田の植むきしらずかくして思ふ

浮免 新田宮蔵建仁二年八月欲被殊任院庁御下文停止自由押募常見浮免田玖拾町事

縄延

沿納 文献通考自唐以来民計口輸賦外増取他物復折為賦雑變之賦也亦謂之沿納而名品煩細其類不一

畨名

凡百姓の山海に據居る者ハ山なれバ竹木をもて便

宜を浮川海なれバ魚猟をもて便宜とす是も浮口
なり因捨地もあり村山川海と云に絶ると云ハ或所に由
て山川海の便宜あるを指して浮浮と云に租額にあ
らず成ゆゑ代かへりてもあきらめもしくハ調庸の総有に
ども作物の租あるとやりて室町日記に利義輝の三好松
永が黨にてされし後弟の義昭織田信長を頼み再ひ京師
に復られし元亀元年の捉に草木に付なりといへるの
上米免除の事といへり蓋作木ハ山林の廣狭肥瘠の大小
等の員数によりて租の増減是あるべし或謂藪沢ハ
年々十分一を伐株十分一の中をもての者一分ぞりぬ

分八上納よ元ろくいよ〳〵の時田地ハ桑田桑畑あまた延暦の後木綿種(ダネ)伝(ツタ)へ絶し遠倉の時代よ頼朝卿武蔵國蓮生寺に(ニ)田五町蒔(マケ)洲(ス)やられしよるよ聞(キカ)ゝ綿(ワタ)と云(イヘ)る木綿の多少(スクナ)幾本(イクモト)のために幾久(イクヒサ)しく栽(ウヘ)つたへ来(キ)ぬるよ疑(ウタガ)ひなし(ナシ)然(シカ)れハ一本に三文四文(ミモン)ハ高(タカ)直(ネ)よ非(アラ)ず(ズ)又(マタ)一本に三文四文ハ安(ヤス)直(ネ)よ非ず(ズ)其(ソノ)間(アヒダ)よ大小(ダイセウ)あるハ一二文或(アルヒ)ハ五文乃(ノ)至(イタ)ル数(カズ)百文(モン)よ至(イタ)るまで(マデ)の品(シナ)ありて(アリテ)其(ソノ)村の總計(ソウケイ)みしてよ(ヨ)其(ソノ)村の桑調(クハテウ)の高(タカ)よ定(サダ)まるもの(モノ)なり(ナリ)

○楮(カウゾ)樹(キ)を大小(ダイセウ)よ(ヨ)よるて(ヨリテ)其(ソノ)価(アタヒ)を定(サダ)むるよ(ヨ)も(モ)其(ソノ)間(アヒダ)を考(カンガ)へ幾(イク)本(ホン)のために幾(イク)久(ヒサ)しく栽(ウヘ)つたへ来(キ)ぬるよ疑(ウタガ)ひなし(ナシ)然(シカ)れハ一本に三文四文ハ高(タカ)直(ネ)よ非(アラ)ず(ズ)又(マタ)一本に三文四文ハ安(ヤス)直(ネ)よ非ず(ズ)其(ソノ)間(アヒダ)よ大小(ダイセウ)あるハ一二文或(アルヒ)ハ五文乃(ノ)至(イタ)ル数(カズ)百文(モン)よ至(イタ)るまで(マデ)の品(シナ)ありて(アリテ)其(ソノ)村の總計(ソウケイ)みしてよ(ヨ)其(ソノ)村の桑調(クハテウ)の高(タカ)よ定(サダ)まるもの(モノ)なり(ナリ)

○楮(カウゾ)樹(キ)を大小(ダイセウ)よ(ヨ)よるて(ヨリテ)其(ソノ)価(アタヒ)を定(サダ)むるよ(ヨ)も(モ)其(ソノ)間(アヒダ)を考(カンガ)へ幾(イク)本(ホン)のために幾(イク)久(ヒサ)しく栽(ウヘ)つたへ来(キ)ぬるよ疑(ウタガ)ひなし(ナシ)然(シカ)れハ一本に三文四文ハ高(タカ)直(ネ)よ非(アラ)ず(ズ)又(マタ)一本に三文四文ハ安(ヤス)直(ネ)よ非ず(ズ)其(ソノ)間(アヒダ)よ大小(ダイセウ)あるハ一二文或(アルヒ)ハ五文乃(ノ)至(イタ)ル数(カズ)百文(モン)よ至(イタ)るまで(マデ)の品(シナ)ありて(アリテ)其(ソノ)村の總計(ソウケイ)みしてよ(ヨ)其(ソノ)村の桑調(クハテウ)の高(タカ)よ定(サダ)まるもの(モノ)なり(ナリ)

○楮(カウゾ)樹(キ)を大小(ダイセウ)よ(ヨ)よるて(ヨリテ)其(ソノ)価(アタヒ)を定(サダ)むるよ(ヨ)も(モ)其(ソノ)間(アヒダ)を考(カンガ)へ幾(イク)本(ホン)のために幾(イク)久(ヒサ)しく栽(ウヘ)つたへ来(キ)ぬるよ疑(ウタガ)ひなし(ナシ)然(シカ)れハ一本に三文四文ハ高(タカ)直(ネ)よ非(アラ)ず(ズ)又(マタ)一本に三文四文ハ安(ヤス)直(ネ)よ非ず(ズ)其(ソノ)間(アヒダ)よ大小(ダイセウ)あるハ一二文或(アルヒ)ハ五文乃(ノ)至(イタ)ル数(カズ)百文(モン)よ至(イタ)るまで(マデ)の品(シナ)ありて(アリテ)其(ソノ)村の總計(ソウケイ)みしてよ(ヨ)其(ソノ)村の桑調(クハテウ)の高(タカ)よ定(サダ)まるもの(モノ)なり(ナリ)

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

僅に二郡にして猶かくのごとし況や天下諸州をや事文
類聚云周載師任地漆林之征二十而五とあり

食邑（カテトコロ）

蕃名イシコムスト

食邑（カテトコロ）は古事記に糧地とかきたり其の高といふは封地
封邑の称にて采地采邑の官職に因て受るといふなり
里高といふは田穀の実積より出る抄撮（サイサツ）を積（ツム）て其積の高く
行ふ法を以て呼ぶ又俗に家多からざるを高の名目
ところを実積の高となせしより易下象傳に積小以
高大とあるも似たり一説にもりの定あると定額
といふ額後に多加と訓めり今田穀幾（イクバク）石と定むる上に
て高といふは定額の意なり裴氏曰陸書に田の歩数と

封つく所領の高としるしや太子傳に守屋大連の所領
の高十八万六千代と記してあり今按に十八万六千代
は百廿三万九千二百坪にて三千七百二十段なり守屋
の所領かくのごとく大なる疑ふべし但太子傳は附会
を雑へざる人の書く所なれバ守屋を謗りてかく
大相にいひなせしなるべし又一説に高といふは
郷く又保の頃より始まりしといへバいかゞ
しくは其禄あるべき事にもあらざれど且夫（ツ）古に朝
廷より封戸を賜ふの人は半は上納し半を己に収（ヨサ）めて
人夫調庸等は全く受て自由やうとなりたり此後の給
地といふものに似たり封戸の次第　太政大臣三千戸
此積三十三万七千四百九　左大臣二千戸　此積廿二万
十六坪六合六夕七才九　四千九百九
十七坪七合　大納言八百戸　此積八万九千九百九十
七夕八才　九坪一合一夕一才二
中納言四百戸　此積四万四千九百九十　参議八十戸
九坪五合五夕五才六　此積

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

八千九百九十九坪九合一夕七才一二是一戸ハ一家の分にて一町四方の内に三十二戸一町の積三千六百坪にして其内に三十二戸なり三十二に割て一戸の積百十二坪四合九夕八才八〻九なり十戸ハ千百廿四坪九合八夕八〻九百戸ハ一万千二百四十九坪八合八夕八九千戸ハ十一万二千四百九十八坪八合八夕九又位田ハ後に謂知行なり知ハ官職に知といひ行といふ其の要を知行といふ因て祝詞式にハ知行をしろしめすと訓めり里吉御記百練鈔等に知行といふ又受領領知所領などをいつり北山鈔東鑑太平記等に見えたり

位田の次第

正一位八十町二千石に当る一月の俸百六十斛六斗六升六合六夕六才案なり餘ハ準へ知べし

従一位七十四町千八百五十石に当る

正二位六十町千五百石に当る

従二位五十四町千三百五十石に当る

正三位四十町千石に当る

従三位三十四町八百五十石に当る

正四位廿四町六百石に当る

従四位廿町五百石に当る

正五位十三町三百廿五石に当る

従五位八町二百石に当る此より以下を切米取とは婦女ハ這中より三分の一を減し給ふ位田ハ其官を辞てを禄身にしたがふ夫位田の数官位相当といふハ朝廷の制尊単高下に従ひ貧富強弱の過差なくおのくお恵に秩禄配分ありて佗より奢侈をなし次亦志しき国窮をなくて職分を安し其所安を得やうに憲法を立られたるやあるに相当とハ官位折中の種といつりまづ正一位に任せらるれバ国地八十

町を賜ひ從五位になれば田地八町を賜ふ是位田にて
後の謂知行所なり又太政大臣なれば四十町大納言な
れば二十町を賜ふ是を職分田と云後乃謂役料米なり
故に官位を拜任されば即其田祿を賜ふの實なるを踐ゆ
ゑ爲位昇進を規模とせり又高官下位と云ハ小知行に
て大役を勤るなり望ハ六位守某官と中に守乃字を加
へて書なり守ハ高官なまどもをとの位を守て高ぶら
ざるの義なり又位高く官下ハ行乃字を加ふ是ハ位ハ
重なれども其役儀を不足にせざ法のごとく行ふとの
業なり且夫小知行の者に高級を命してハ其弊に財遺

くなりとなく利を貪る意出で其下に襲斂をもかくるも
又高知行に下級といひ付てハ裏に不足し奉公方疎末
になりゆく因て其位相當の名實を立て知行と職掌と
相無して中道の格を制むひしも後世にハ有名世實の
事出來ぬるそうこで多し望ハ神社に位を授むふとあ
るは古語拾遺に謂諸社封稅とも又式等に神稅とも
おれしく某神に從五位下を授とあるハ即神領田八町
を寄進せらるゝといひ又正一位の神位を授とあるハ
即神領田八十町を寄進せらるゝ事なるに今ハ一歩田を
なき社にも正一位稲荷など扁額を掲ハ文盲のかぎり

なり此佗知行ハ十万石にて位ハ従五位なぞくいひ
位ハ一位を極てを知行ハ千石に足ざる数を不相変と
いふべきものも職分田の次第　太政大臣四十町現米千石
一月の俸八十三斛三升三合　左大臣三十町現米七百
三分三ホ餘なり條ハ准へ知べし
五十石　右大臣同上　大納言廿町現米五百石並に食祿の田
地なり又後世にて扶持米と云ハ糙米五合を白米にて
れば舂耗一割にして四合五抄足と一人一日の口粮に
積り足より一升乃分量と割出して一人扶持一月に一
斗五升なり足ハ月俸とし廩米を受に歳料にして一石
八斗なり是を一口粮として計に　五人月俸七斗五升

歳料九石　十人月俸一石五斗歳料十八石　百人月俸
十五石歳料百八十石　千人月俸百五十石歳料千八百
石　万人月俸千五百石歳料一万八千石　十万人月俸
一万五千石歳料十八万石　百万人月俸十五万石歳料
百八十万石の積なり　伊木氏曰月俸者算閏月而賜之不算月大小也又算之之法依侯藩有
異同　○按に積ハ実積より出て高となり又兵賦とも積と
いふハ轉運なり譬バ千石の高を領知したらん者ハ出
陣にも兵賦にて軍役を務るなり固乎生乃直番等には
粮更その賦をれ自粮に奉公を勤むべしとなるに雲生
乃事兵身の分よりはおもてをのせるゆゑ鶏鶩の生活

法へ不續に及て即今百里かの出行（デタチ）といへバ武黒馬具
の発装（ヨソホヒ）千石を沽却（ウリノケ）てを弾（トン）ひがたき者なる無し故に曰
千石の高を一人して拵より百石を十人に拵されバ拵
別國乃幹（ツヨミ）になるといふ也となり是ハ千石を拵居なが
らそれなどの才能なき者のこと多し志らなを百石にて
十人へ分封（ワケアテカ）へバ十人乃内にハ千石取に稱する才幹乃
志出来るなり凡高（ツ）を持たるものは年貢を勤てを役
料ハ取ざ法ゆゑ高を持ざ法士あれど必（ス）年貢を取（ホドく）ゑ
申付倉（クラ）米を以高に易ふるを扶持方扶持米といへり凡（ツ）
士ハ年公人乃名目にて必（ス）主人より高を與へ重ねしとな

里安其中不幸にして高を失へバ妻子を保（タモチ）がたきゆゑ
是ハ扶持を與ふるを扶助米なとくいふなり然（ル）に高代
持たる者にも奉公されバ復（ニタ）役料を與るハ二重取なり
唯其官等く高少なれバ其闕たるかを加給（クハヘタシ）て與へ重置
し士家部の者高なく扶持なれバ其足にして名ハ士
なれども実ハ浪人なりまゆゑ高といへるを志らと定
式を立て等卑に志らざひ例頗なく支配をなして其上
の兵用ハおのもしくれハたらき生（フ）のよし何しに在り又
高にてを扶持にてを更なるべく家業にうとく利理に脱
るものは田禄を没収（トリアグ）るゆゑおのく其道を修（ヲサメ）其迹（ミモチ）を慎（ツヽシ）

むと士大夫といふ自然の法律なり○むかし封建郡縣
の分ありて郡縣の制にハ位田某町とあり夫より知行
領地などゝ唱へしを世の態(スガタ)の喜ふるにつゝ名称も鄙(イヤシ)く
くぶちりて某(ナニ)町といへるもしらるゝ田地の義料に係(カケ)
何貫文などゝ呼ひ遂に米の数を直に呼て何百石などゝ
いふことにハ成にけり制度通曰いふしく田をもつて
にハ町といふ位田職田を畿町とつもりて給ふ法なり
近世百年前にハ貫といふことなりいづれの頃より始
るしらず然れ今夷攷するに俗説辨ニ曰武家系圖相模
入道平高時の條下に領地二十八万七千貫當知行百四

十三万五千石是田五段を一貫とし法をのなり或云
青砥為綱に知ふ所の所領三万四千餘貫尚代知行にし
てハ六万四千石にて法隆太平記曰毛利元就ハ丹
治比三百貫を給せし猿掛城より勃起し吉田三千貫に
屬上法北越軍談曰二万貫(今云二十万石)一万貫(今云十万石)塩尻石
直(ミ)と云書(フミ)の中に　後奈良帝天文十九年天野賢景三州
大演にて五十貫文の采地を拜領しこゝに其收納五百
石の地なり又曰天正の石直東國ハ一貫に九石西國ハ
八石なり但天文の頃ハ上州辺の分ハ錢一貫文に十石
なりし由見えたり此説実を得たり近頃仙臺林氏の著

せしものに四貫文ハ四十石也七八貫とい一ハ七八十石なり是五十貫ハ五百石百貫ハ千石五百貫ハ五千石千貫ハ一万石なり或曰万石以下を貫を以て称ぜ十貫を百石とするハ百石の束を以ゆゑの價なるよしいふ條ハ准へて知ゆし然ども誌所呉同ありておれしから須々の議其名ハ一百にしてのふ七八などの差(チガヒ)あるがごとし

玉露叢曰近年仙臺の知行五貫文を他家の百石と須鈐録曰田一坪に稲苗一把種て百坪に百把稱るを百因と云千坪を一貫と云大抵十貫ハ百石百貫ハ千石に當る上中下田によりて一定せ須知行百石ハ數百石なり束にして四十石又ハ三十五石あるによりて四物浅云ひ五分などなるなり常典雜史曰鎌倉松岡東慶寺の御朱印に百十二貫三百八十文とあるハ當時の収納五百石のよし志られハ四一坪に苗百把を多

ゆるなり皆あらましのことなる事し固本録曰永一貫文に五をかけて高五石となる夫に五ツ免をかけ米二石五斗となるハ古来の定なり又永一両代に金一分に永二百五十文四に割六十二文半を一銖と云二十一文二分五厘を銖中と云三銖より銖中まで一両六十目がへにて銀上納なり又其村によりて東の定高田あり又冥東にて陸田(ハタ)の租に一段にハ永楽何文取といふことなり永楽三百文取二百文元四十文取などのごとし奥人の説にむりし万石以下の高に貫をもて称(トナフ)るハ糙(クロ)米の價凡永十貫に當るがゆゑに十貫高と云とかゝまり續貫行曰永高乃事

五畿内近國ハ百貫千石ニ當ニ宮東ハ百貫六十石又五
石ニ充ルモ有リ異州ニハ昔ハ十貫百石ニ充ルモ
後五貫ヲ百石ニ至十貫ヲ千石ニ充シ村里ありて法
出一統なるゝを運上乃便ニ所よき所不まて永樂の
高下省ヲ永高なるゝものニ見えたり永一貫文の價錢
ニ當ハ四貫文金ニ當ハ一兩銀ニ立まゝ六十匁の
積持引分聖を達なきハ永勘定なり永樂乃事世ニ傳へ
いへど何の法ありか田地の高黒物の代を永樂と詢へ
今ハ畑方年貢の石と[illegible]ハ永樂通寶錢のみまて
ハ安し永樂通寶ハ明の二世永樂年中淸造所まて吾

邦應永中ニ當ハ然ルニ應永以前より永樂高の村々諸
國ニ在り　後醍醐帝の元應の須楠正成所領河内國ニ
て永樂七千貫といふ事ニ何り今按ニ金銀錢譜ニ曰引武家盛衰記中古治乱記等ヲ
後小松天皇應永十年八月二日大風翌三日
唐船一艘桐州三崎の浦へ漂着ニ鎌倉公方足利左兵衛
督滿兼船中の載物を點檢するに永樂錢數百万貫を積
載たり此由京都ニ告されバ新將軍足利義持の下知と
して滿兼ニ與へられしかバ始て宮東ニ於ひて通用い
たし天正十八年北条氏政の須まで行きたる一統の後
慶長十一年十二月永樂錢停止あて元和二年五月銅錢

の令を出されしよし編年集成東武実録等に詳なり今
和漢年契等に據るに應永十年は即明ノ太宗永樂元年なり
其年より鋳造らる新銭を本邦乃賈船中に載来
るを覚束なきなり又按に法曹至要鈔に建久四年宣
旨停止宋朝銭貨とありて永正五年の條目に撰銭の儀
ウチヒラメヲノゾク其外の渡唐銭永樂洪武宣徳ワレ
銭以下合て百文に三十二銭ケリヤウ三分一可有之於向後者トリ
ワタスベキ事悪銭売買一切可停止事又於古今渡唐銭
者悉以可取用之されども中頃ハ永樂にかぎりて洪武
以下の銭を嫌ひて取用ひざりしなれど永樂とても志かと

は銭乃事なるべし 蓋應永十年後渡入しをと前の銭と混して永樂と呼ざるならん然モ頃ハ
國々に依て流行かわりて中國かては永樂一貫に米六
石代とも又浪華冬陣の時金一両に米七石代夏陣には
六石代など見えたり今按に金銀銭雑記曰永樂銭は
應永中明と数く通好ゆ故に此銭多く来て永禄よ
り天正文禄まで偏く流行せり是より前北條時宗が執
権の時金銭元に遣て銅銭を買ひ又足利義政
より明乃禮部官に書を贈て十萬貫の銭を得て通用に
是等王政乃衰へし一端なり又古ハ百銭なりしを弘治
の頃より省百といひ天正の頃上杉家臣長尾意玄九十
六銭の百銭始む又天文十九年北條氏康令して關東は
永樂銭を専用ひ是より慶長十一年まで五十七年が間
東は唯之のミ使て鐚ハ關西に驟る時永樂一貫文に
鐚四貫文に當是を當四銭と号く又永樂一貫を金一両
目に充此金は即黄金也黄金十両は即大判金一枚也因
黄金一両に銭四貫と称るハ永樂にて八十家忠日記に
貫鐚にて四十貫の相當せ此にて明し
天正の初迄ハ知行何貫といひしを同十八年御家人へ

采地を賜るに何万石誰々と見ゆ是全く石にありし始
なるにや　又按天正十六年豊臣太閤より吾先侯に摂津
の内一萬石を被充行等の知行目録ありされ
ハ天正の中間ありいとを
至く田地に石附せし事也　又按前漢書注に漢制三公號
称萬石其俸月各三百五十斛穀其称中二千石者月各百
八十斛二千石者百二十斛とあり是三公といつども周
年の通計僅に四千二百斛なるを蓋漢二千石と云ハ今
本邦にて現米二百石に当るその二千石ハ卿の禄と次
史記索隠に二千石ハ是郡守の秩其俸月に百二十斛と
あり百二十石ハ　本邦の十二石に当る後漢光武紀注
にハ二千石ハ郡主の秩とあり郡主ハいふしへの郡

領にも準ひべし其秩禄の輕き状見はべし
井地（セイデン）即井田也多識編に古々乃毛
毛宇福乃多と訓ず義讀也
蕃名無之
夫井田ハ黄帝の時に昉（ハジマル）といへども三代同しく行はしが
ゝく周世衰へ人其法に遵（シタガ）ぜ秦民意に無して廬井を滅
して阡陌を開く故に堯舜復出るとも亦以行ふと能ざ
はべしと區博が王莽を諫めしことあり是況や今日絶域
に在て其絶迹を説ハ實に不急の辨といつども聊事に
周て其大段を推考するに凡井田の制ハ夏殷周代々更（アラタメ）
改（カユル）ふと或疑て曰夏ハ五十畝にして貢し殷ハ七十畝に

して助し周ハ百畝にして徹ハ三代かくのごとく変易
するにと夫天下を疆理するの初許多れ畎澮溝洫を廃
壊して民衆を芳擾し既に成の業を破て其煩雑擧て計
るべからずといへり之を強辨するものおもへらく殷
周の革命に其田地歩率を改めなほして畝を増し制を
更て百姓に分ち與へ雄強併貪にとなく其田均しく其
賦称いて百姓うなほに是をれ民を使ひ衆を動をば則
民其労を忘れて煩雑するにとなるべからずといふこ
れ田地不案内のなほ紙上の揣摩に失なる孟子井地
の章饒氏云井田之法黄帝開端便做成了如何改得商人

七十畝周人如何便更百畝至於溝洫塗畛亦非一朝一夕
所能成朱子亦嘗疑之王制與周禮已不同孟子多是臆度
言之井田可行於中原平曠之地若是地勢高低如何可井
恐江南是用貢法阡陌是田間路古人車制一車濶六尺有
餘両傍又翼之以人占田太多商君欲富國所以鑿開阡陌
為田前此諸侯欲富其國井田大綱已自廃了商君則索性
壊却とあり井田の地とて棊枰のやうに透ゆるをなくひ
しとわりつめたるにはならず上世ハおのゝ餘零
の地なりて五十畝乃縄引しても其実ハ七十畝を贏七
十畝とおたる竿を百畝を有たるにて凡今時にてを田

地に古領と云ハ竿(サヲノビ)贏まて新領と云ハ竿打縮(チヽメ)の地ある
がごとし夏よりハ殷殷よりハ周と漸く生(ヒト)萬(カズ)繁(フエ)殖(マシ)て耕
地ハ浸(ヤヽ)逼(セマリ)迫しゆゑ田地の頒(ワリ)授(ワケ)明に細になさゞれば天
下公私の粮積足さるをれて五十畝より七十畝七十畝
より百畝まで竿の丈出(ウチダシ)となしたるなり是惣頭ハ家戸(カブモト)
きたまり河里てを家戸(カブモト)に附たる條夫(コヒヤクシヤウ)佃僕(シタサク)多くなりし
などにいづれにも田地廣(ヒロ)まらざれバ耕作差つかへ収
納少きゆゑなりされバ周の時公田ハ殷のたはり七十
畝まて私田のことを百畝になしたりとあらば格おのこ
とくといふべけれども田の畸零(コケイ)なく竿と入つもると

いふハ実ハ百姓の傍(イタミ)なり商鞅阡陌を打開て田地を廣
めたるといふも百畝までおつめたる井田なれバ是に
むておに丈出(ウチダシ)の仕方なければ如勢の事なり井田の内遂間百畝
洫間百夫而涇涂為陌溝間千畝澮間千夫而
畛道為阡とありて阡陌ハ田中の大道なり夫天下許多
の田地を一統に変改することは一朝夕のなしべきわ
ざにあらざれ年尭周末にもあり清廣我儕をなし自然と壊
れたる井田を商鞅ゆゑ時勢に随て阡陌を廃し溝澮を
堙めしや又三代の時天下悪く井田なるにあらざれ貢に
里よりしざるハなしといふに尺にあやまるなと多し朱
熹云考周禮行助法處有公田行貢法處無公田孟子也不

曾見周禮とあるは前に川島某夏殷周の井田畝數を算計して其分畫を圖して田賦集に載たりしが然ども無奇なりして費辭に堪へず故に今復野間政温刪訂する所を以て更に別圖を設す周或問一条を附して其の條緒を補ふと云

夏殷周井地畧解

夏田九區四百五十畝の地を經畫して一井となし一夫田五十畝を交くその田一畝ハ縱十歩横五歩なりして九夫家毎に五十畝にくを交す事ハ菜田とは其中五畝の收をなせしがゆゑに其を什が一の貢法と云

殷田九區六百三十畝の地をなして一井となし一夫の田縱十畝横七畝の七十畝を交八夫井を圍し餘の八區を私田と定め中の一區を公田となし九一の法を定む是を助法と云助ハ藉也民力を借て公田を治るの義也七十畝の中三十畝ハ菜田とし十四畝ハ廬舍とは

周田九區九百畝の地をなして一井とし一夫の田縱十畝横十畝の百畝を交九夫井を圍し什が一の賦をなす近郊の外ハ殷のごとく助法を行ひ八夫井を圍し九一の賦をなす百畝の中二十畝を廬舍とし其二十畝を八夫受取て家ごとに各二畝宅をなして田を治る時の居處と

次に菜田ハ皆別井に在と云是に由て一夫耕す所の公田實ハ計に十畝私田百畝を通して其一を取る故に十が一の賦といひ又助法貢法を兼て通徹す故に之を徹法と云○凡周田一井方一里井の間水道廣四尺深四尺溝といふ方十里越成と号し成乃間各道廣八尺深八尺洫といふ方百里を同と号し同の間水道廣二尋深二仞澮といふ如是にして溝の上に畛あり洫乃上に涂あり澮の上に道あり又一井の間經界の為六尺隔あり南北越阡と号し東西を陌と号す又田中の水道を畎と云廣深各一尺あり

周制井田圖

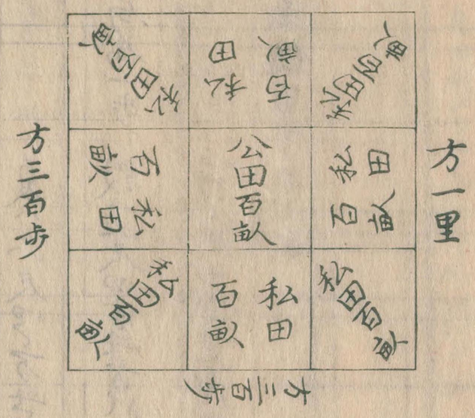

司馬法屋三為井圖

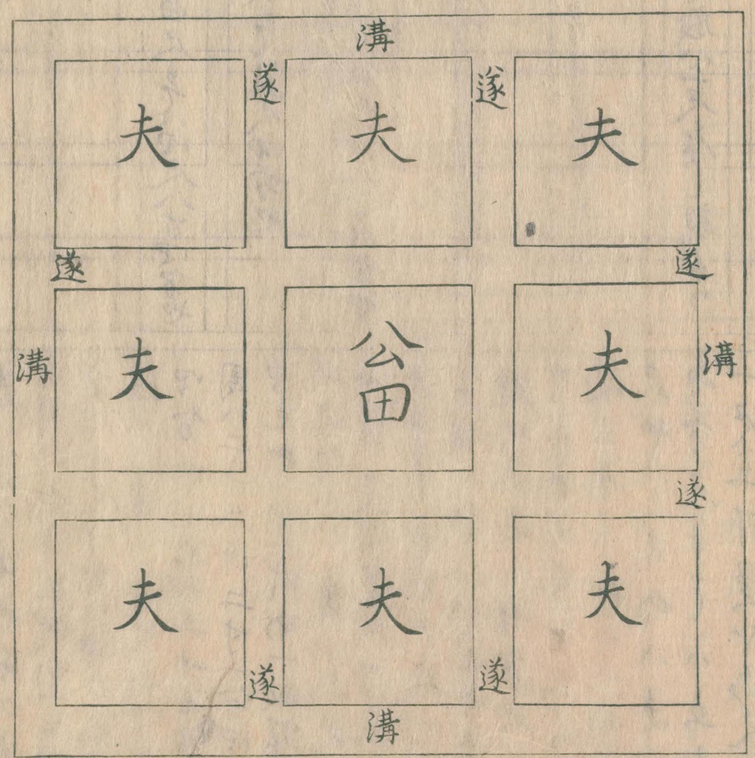

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

夏ハ六尺四方此方ハ曲尺にて八四尺八寸四方也

此一局為一歩　殷ハ五尺四方此方ハ曲尺にて八五尺四方也

周ハ八尺四方此方ハ曲尺にて八五尺一寸二分四方也

此圖總百歩号一畝

此一畝此方の曲尺にて夏よりも殷ハ二尺廣し殷より

も周ハ一尺二寸廣し

内の墨ハ夏の歩也中の朱ハ殷の歩也外の墨ハ周の歩也三代の一歩此方の一尺四方一坪に為の法○夏ハ二十三坪下四分也○殷ハ二十五坪也周ハ二十六坪二寸一分四里四毛也○三代の一畝縦横の尺法ハ○夏の六丈ハ此方尺にて八四丈八尺是をその六尺一間に為ときハ八局也○殷の五丈ハ此方尺にて五丈是を六尺一間に為ときハ八間二尺也○周の八丈ハ此方尺にて八五丈一尺二寸是を六尺一間に為ときハ八間三尺二寸也

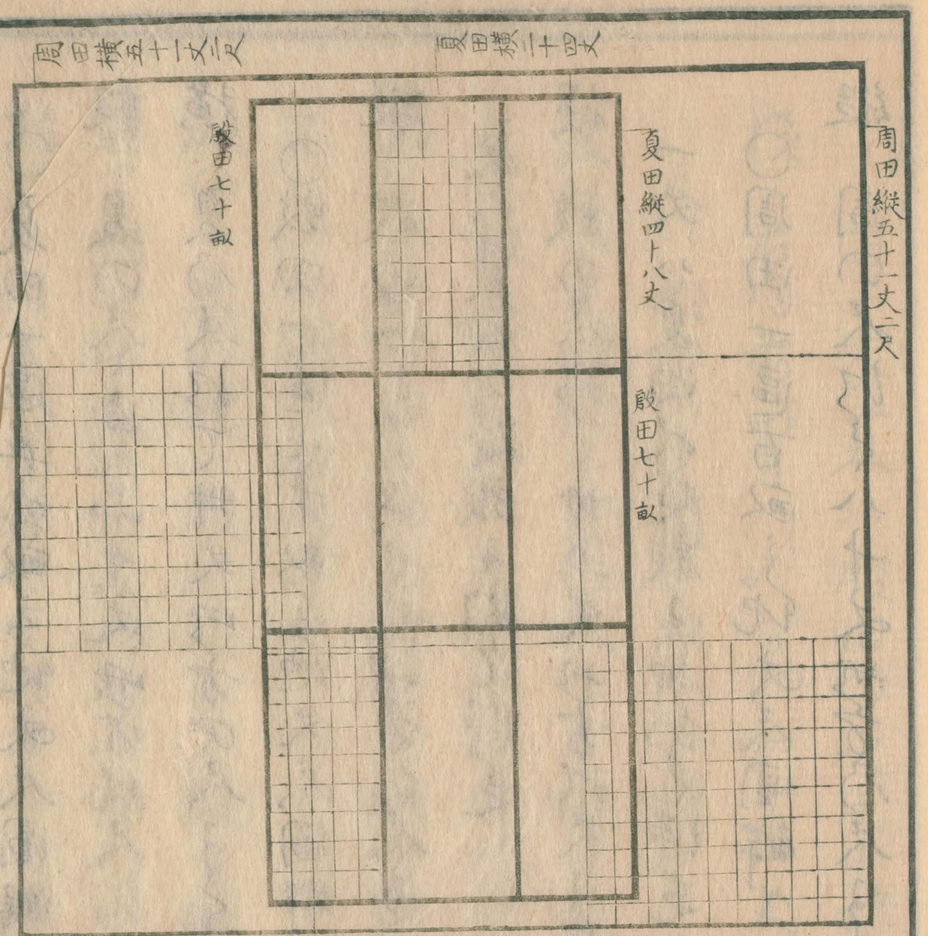

○三代田制廣狹圖

前の夏殷周の井地廣狹を書に記したる計にて八ヶ所ハ形ハ延地の畫をなしたるものも夏の一井ハ内の墨たき畫筋也殷の一井ハ中の朱也周の一井ハ外の墨也又夏田一區の五十畝殷の七十畝周の百畝是をけやすきに此に出るに二區ばくあらもを也

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

○夏田一區五十畝之地丈尺圖解

縱　夏の尺にて六十丈此方の尺にしてハ四十八丈

横　夏乃尺にて卅丈此方の尺にしてハ廿四丈也

○殷田一區七十畝之地丈尺圖解

縱　殷の尺にて五十丈此方の尺にしてハ五十丈　内二丈ハ夏田の延殷に於て増之

横　殷の尺にして卅五丈此方の尺にしてハ卅五丈　内十一丈ハ夏田の延殷に於ひて増之

○周田一區百畝之地丈尺圖解

縱　周の尺にして八十丈此方乃尺にしてハ五十一丈二尺

内一丈二尺ハ殷田乃延周に於て増之

横　右同前此方乃尺にして五十一丈二尺　内十六丈二尺ハ殷田の延周に於ひて増之

夏の一夫の地ハ夏の尺にて縱十畝横五畝を并して一區定數五十畝也一夫乃田此方の一尺四方乃坪にして數十一万五千二百坪也今此方の六尺一歩の田にしてハ一町六畝廿歩也

殷の一夫の地ハ殷の尺にて縱十畝横七畝を并して一區定數七十畝也一夫の田此方乃一尺四方の坪にして數十七萬五千坪也今此方の田にしてハ一町六反

二畝一歩と一尺坪四行也　内五反五畝十一歩案ハ夏
此一夫の地よりも多き也
周乃一夫乃地ハ周の尺にて縦十畝横十畝を比(ナミ)して一
遍定数百畝也此方乃一尺四方の坪にも須の数　廿六
万二千百四十四坪也今此方の田にしてハ二町四反
二畝廿一歩と尺坪廿八也　内八反廿歩案ハ殷の一夫
の地よりも多き也
右三代井田のこと紙或問田殷の一夫の田ハ夏の一夫
の田よりも多き　此方の田にして五反五畝案　周の一夫の田ハ殷の一
夫乃田よりも多く　此方乃田にして八反廿歩案　配當せしことハ夏殷

に田地不足にて改増こゝる也　答曰不然是延地とゝへん
こゝり近き事さバ當時ゝ而も山野粁などゝいふて百姓
を水乃たよりよりも不自移居(スエ)て望ハ一家に一段ばゝの
田越渡並に叶ゝばゝ他人より廣くなして十年も過ぎ
て竿を入るゝバ其田自然に一反三四畝にもなるものなり
是そのおとく夏の五十畝の田も少々ばゝ廣くなり殷
に改る時近と名目ハ五十畝といへどと実ハ七十畝に
も過ぎこゝるなるべし殷に新田を作増こゝるに
てハなく自然に廣りこゝる田に竿を入延地を打出し
こゝる事是然バ夏の代にハ一井より公田五十畝の納(メ)も殷

に七十畝と定し年よりハ七十畝乃納をいたしまる筈
なりしからば五十畝の納を致て二十畝は延地にしく
作るこそ高好の為なるに延地なく田の縮(シヽ)りたるハ世
のくだちたる志なしなり周と云ふに準へ知ぬし問曰
志からば殷周に地を改埒たる事可否如何　答曰延地と
いふは一横にはなく多少何ら事なれど改むとあしき
にハ何らぞ井地經界ハ治國の基本なれば歩数を改め
田區を均(ヒトシウ)して七十畝又ハ百畝づゝ配當せしはよろし
きなりしかれども公なる上より申さんにハ殷にて改る
時夏田に延地あらば一夫にハ七十畝限と何らへて公

田ハ本のごとく五十畝にて並附周と云かくのごとく
一夫にハ百畝限を配當して公田ハ殷の七十畝乃納を
取らば民その深沢を被るなり譬ていふ筈からば志ら
るに夏の五十畝を殷にて七十畝にまし周にくハ百畝
つゝ何らへしといふ時ハ周政ハ民に與ふるなり多き
やうに時ゆるどもさに何らば夫夏にてハ五十畝と公
田にして五十畝ハ此方の田にして一町六畝廿歩　雲ハ八夫より十石げく
一夫より一石余げく納めしに周に至ては百畝と公田
にして百畝此方の田にして六町四反二畝余　たとへバ八夫より廿石余一
夫より二石余げく上納を望いふときは實ハ周ハ夏に

里を重敷（ツヨトリ）になりしことなり志うはあれど殷の七十畝
といへども其實ハ百畝にとる周の百畝といへども其
實ハ百卅歩を延畝（ヤ）ありしなるべし又問曰右の景乃ち
さく田に延地多きことゝ如かしきことなり一ゝに延
地あるべき哉　答曰景にあらはれたるハ右のことし
といへども我上の格式もまりたるやうに心ゆべから
須夫田ハ水を本とし各ハ山きに所ゆことのなれぞい
かなど廣き西郡にても碓石のごとく千万里ハつゝか
ぬことなり　本邦にても縦六里に横五里を三十歩の
一畝とし縦六十里に横五十里を一町と定めたれども

地形に因てハ縦百里に横三里にても一頃とし又方圓（エン）
尖斜（セン）など家形の田あることなれバ却て景のごとく方（マ）
止（ロク）にのゝこゝ下の溝道の境を改め給るときは人夫を芳
費を除ことを勝て計る事から須又夏殷周ハ聖人の世と
も何そ五穀不足なき上に新田を開き民を勤しその斂
を重くしその税を増す事ゆへや若又夏の代において
五十畝にて不足とやば當時に之を増すべし然と殷周
を体事から須志うるに殷において増し又周において増
さるハ多く年所を慮ておのつから延地あり且三代共
に革命（ヨカハリ）の後天下此田地に支配をつけて漸く畝数を増

成形圖說卷之七終

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1